

県外からの県立高等学校への入学志願について

1 経緯

- 全日制高校を対象に県外から入学した生徒の状況等を調査したところ、平成 29 年 5 月 11 日現在、116 人（8 校）の生徒の保護者が県内に居住していない状況でした。
- 116 人の生徒については、学習機会を保障するために、学校と保証人の役割を明確にして、責任を持って生徒の安全安心が確保される体制を整えたうえで、「在学承認申請書」と「保証人届」の提出により、6 月末までに規則に反する状況を解消することとしました。
- 平成 30 年度入学者選抜については、現中学 3 年生への影響に配慮し、県外からの入学志願は、保護者の県内転住を原則としつつ、生徒の安全安心を見守る保証人となる者が確保されている場合は、出願できることとしました。
- 平成 31 年度以降の入学者選抜については、三重県立高等学校入学者選抜制度検証会（以下「検証会」という。）の意見をふまえ、その在り方を検討する必要が生じた場合には、検討会を 7 月に設置することとしていました。

※ 検証会は、平成 22 年度に設置し、入学者選抜が生徒の主体的な進路選択や入学後の学習意欲につながっているか、適正で円滑な入学者選抜が行われているかなどについて、前年度の入学者選抜を検証し、次年度の実施につなげるため、毎年 3 回程度開催しています。委員は、公立中学校、県立高校、私立高校、P T A の代表です。

2 検証会での意見の概要

6 月 12 日に開催した本年度第 1 回の検証会では、例年この時期に行っている議題のほか、県外からの入学についての意見をいただきました。県内の中学生の進路実現を大切にしてほしいという意見や、少子化が進むなかで県内外の生徒が学びたくなる学校の特色化が必要であるなど多様な意見が出されました。

また、平成 31 年度以降の入学者選抜については、さまざまな観点からさらに議論すべきであるという意見がありました。

<委員の主な意見>

- ・ 子どもの学ぶ権利を保障することが大切であり、県内の中学生の進路を大切にしてほしい。
- ・ 県外出身の中学生が合格したことにより、県内の中学生が不合格になった可能性がある。

- ・ 地域の子どもが地域で学べるということが基本である。
- ・ 県立高等学校が全国募集を行うことについては反対である。
- ・ 県外から入学する生徒による県内の生徒への影響を考慮して定員を決めていかなければならない。
- ・ 県が競技力向上を進めている中で、部活動がしたくて県外から入学してくる生徒もいる。さまざまな観点から考えなければならない。
- ・ 部活動も含め中学生から選ばれる学校とは、自分のやりたいことが高いレベルで実現できる学校である。
- ・ 南部地域には、少子化が進み教育活動に支障が出ている高校があり、教育の機会が失われつつある実態を心配している。
- ・ 希望して県外から入学できる制度ができれば、一定の学校の規模が維持できるのではないか。
- ・ 地域の活性化については、地域ごとに課題が違うので、一律に行なうことは難しい。時間をかけて議論すべきである。

3 これまでの入学者選抜制度の改正に係る検討方法

これまで、入学者選抜制度を改正した際には、検証会とは別に、改めて検討会を設け、学識経験者や学校関係者等により協議・検討を行っています。

平成 16、17 年度には前期選抜・後期選抜に係る選抜制度の在り方を、平成 25 年度にはスポーツ特別枠選抜の在り方をそれぞれ検討するため検討会を設置しています。検討会の委員は、検討内容に応じて、公立中学校、県立高校、P T A、市町教育委員会、大学、企業の代表者等による構成となっています。

4 今後の対応

学校において規則に反する状況が慣例的に継続してきたことについては、県教育委員会が実態を確認する仕組みを設けていなかったことや、学校への制度の周知・指導が不十分であったこと等に原因があり、的確な事務執行の責務を有する県教育委員会の組織運営に問題がありました。こうしたことからも、入学者選抜制度の在り方を検討する場合には、さまざまな立場の方から幅広い意見を聞く必要があると考えています。入学者選抜は、子どもたちの高等学校での学びや将来につながる重要な事項であり、今後、検討会を設置するかどうかについては、教育委員会定例会（6月 26 日）を経て早急に決定します。